

65歳以上(介護保険第1号被保険者)の皆さんへ 介護保険料の改定のお知らせ

介護保険料の改定について

第9期介護保険事業計画を策定しました

市では、高齢者数増加に伴うサービス利用対象者の増加など、介護保険事業を取り巻く状況の変化に応じて、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行っています。

今回策定された計画では、施設利用者が増加傾向であることから、市の介護サービスに係る費用を3年間でおよそ総額117億円と推計しています(R3～R5およそ109億円、H30～R2およそ101億円)。計画の詳細は、市ホームページ(右記)をご覧ください。



4月から65歳以上の介護保険料が変更されました

65歳以上の人の介護保険料は、計画で推計した介護サービスに係る費用をまかなえるように算出し、3年ごとに改定しています。国は、制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間で所得再分配機能を強化するため、標準の所得段階を9から13段階に多段化し、標準乗率では高所得者の引き上げ、低所得者の引き下げを行いました(表1)。

第2被保険者(40歳から64歳の人)の介護保険料は、加入している医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めています。保険料の算定方式などの詳細は、加入している医療保険者(健康保険組合等)へ問い合わせください。

65歳以上の人の所得段階別介護保険料

改定前(～R5年度)

所得段階	1カ月あたりの年間保険料額
第1段階	1,520円
第2段階	2,550円
第3段階	3,560円
第4段階	4,580円
第5段階	(基準額) 5,100円
第6段階	6,110円
第7段階	6,620円
第8段階	7,650円
第9段階	8,660円



改定後(R6～R8年度)

所得段階	所得段階の説明	1カ月あたりの年間保険料額
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税世帯非課税者で、本人の収入等が80万円以下の人	1,590円
第2段階	世帯全員が市民税世帯非課税者で、本人の収入等が80万円を超え120万円以下の人	2,700円
第3段階	世帯全員が市民税世帯非課税者で、本人の収入等が120万円を超える人	3,830円
第4段階	本人が市民税非課税者(同一世帯内に市民税課税者がいる場合)で、本人の収入等が80万円以下の人	5,030円
第5段階	本人が市民税非課税者(同一世帯内に市民税課税者がいる場合)で、本人の収入等が80万円を超える人	(基準額) 5,600円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の人	6,710円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円未満の人	7,270円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円未満の人	8,400円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が420万円未満の人	9,510円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が520万円未満の人	10,630円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が620万円未満の人	11,750円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が720万円未満の人	12,870円
第13段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が720万円以上の人	13,430円

(表1)

※所得段階、乗率などは国が規定する標準のものを採用しています。

※1カ月あたりの保険料額は、目安(10円未満を切り捨てた額)です。実際に納付する保険料額と差額が生じる場合があります。